

愛川町教育委員会

平成21年2月19日

愛川町教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 21 年 2 月 19 日 (木)
午後 2 時 00 分から午後 4 時 09 分
- 2 会議場所 愛川町文化会館 3 階特別会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 前回会議録の承認について
日程第 3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 平成 20 年度愛川町就学指導について
 (3) 平成 21 年度予算 (案) について
 (4) 平成 21 年度教職員人事配置状況について
日程第 4 平成 21 年度愛川町教育基本方針について (議案第 9 号)
日程第 5 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について (議案第 10 号)
日程第 6 その他
 (1) 愛川町郷土資料館運営委員会設置要綱 (案) について
 (2) その他
- 4 出席委員 教育委員長 三 好 容 子
 委員長職務代理者 足立原 威
 教育委員 八 木 一 郎
 教育委員 岡 本 弘 之
 教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 岡 本 幸 夫
 教育総務課長 河 内 健 二

生涯学習課長	長 嶋 忠 雄
スポーツ・文化振興課長	大八木 尚 一
教育開発センター指導主事	佐 藤 千代乃
教育総務課副主幹	佐 藤 貴

◎開会

- （三好委員長） 皆さん、こんにちは。ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされております。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので2月、愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （三好委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより、質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませ

んか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (三好委員長) それでは、次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1)教育長報告事項の説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- (三好委員長) 説明、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

(1)教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

- (熊坂教育長) すみません。1つ説明をつけ加えをさせていただきます。

- (三好委員長) はい。

——教育長より詳細について説明——

- (三好委員長) ありがとうございました。

いかがでしょうか。

では、三好から1つお聞きしてよろしいでしょうか。

1月28日のかわせみ広場運営委員会というのがありますけれども、かわせみの運営上、何か私たちが知っておいたほうがいいような内容がありましたでしょうか。

- （熊坂教育長） では、担当課長からご説明申し上げます。
- （三好委員長） はい。お願いします、生涯学習課長。
- （長嶋生涯学習課長） かわせみの運営委員会、1月28日に開いたものは、毎年運営委員会を年に2回開催するというので、その第2回目の会議を開いたものであります。

今回の運営委員会では、かわせみ広場がスタートしてほぼ8年経過したということで、その間、運営体制の関係やいろいろな課題等が出てきたということで、その見直しを少ししたほうがいいであろうということで、本年1年間かけて運営体制の見直しの関係を進めてまいりました。その運営体制の見直しの関係について運営委員さんにご提示して、ご了承をいただいたということでもあります。

大きく見直した点というのは、かわせみ広場につきましては主任指導員さんと指導員さんを配置しているわけでありまして、主任指導員さんも児童と触れ合う時間がなかなか今現在、少ないのですけれども、もう少し触れ合う時間をつくっていただけないかと、あと主任さんに、過度の責任が集中しているがために、主任さんのなり手が少なくなっている。さらには、主任さんの資格として設けておりますのが、保育士、もしくは教員資格を有する者ということでありましたけれども、そういうルールについて若干見直しをさせていただいて、8年、かわせみを続けてきたわけですから、もう指導員さんもそれなりに児童に接する接し方というんですか、児童を指導する能力、そういうものがだんだん養われてきたのではなかろうかということで、ある程度、経験者については主任指導員になるべき道を開いてあげた、そういうところが主任さんの部分で少し変更した点であります。

それとあと、今度、利用者の関係でかわせみ広場、利用者が多い施設は1日当たり約20人ぐらいということで、大変盛況に利用していただいているわけですが、反対に少ない施設だと1カ月間でゼロ人であった月があったり、さらに平均的に1人、2人という施設もありますので、それらの施設の運営のあり方、それを少し相談させていただいて、余りにも少ない施設については、特定の曜日を休もうという、いわゆる休館ですか、休館日をつくろうということで20年度に一部試行的に坂本と角田の児童館で、角田児童館は1週間1日休みに、坂本児童館では1週間に2日ほど休んで、児童の反応等確認していただいたのですけれども、坂本についてはゼロという日が1カ月ほど続いたもので、特に子供たちのほうから苦情等が寄せられなかった。角田についても、やはり平均的な利用者が1.2人ぐらいだったことから、特に苦情等も寄せられなかったことから、21年度は休館ルールというものも正式につくってそれで実施していこうということで、運営体制の見直しをさせて、主任さんの関係

と休館ルールを設ける、その点を1月28日の運営委員会でご提案させていただいて、ご承認いただいたということでもあります。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

今の説明で何かご質問がありますでしょうか。よろしいですか。

かわせみ広場の施設によっては、学校行事などの関係で2時からのスタートに子供が来なくて、終了間際に子供たちが、どかどかと来て30分ぐらいで終了という、そういうこともあるので、なるべくニーズに合わせた開館時間を設定できないかというような、そんなご意見を聞いたこともあります。現場の意見をよく聞いていただいて子供たち、それから指導員のニーズに合わせたルールといいましょうか、そういうものができるといいかなと思います。

よろしく願いいたします。

ほかにありますか。

○（八木委員） 1つよろしいでしょうか。

○（三好委員長） 八木委員。

○（八木委員） 先ほど学校給食の話で、給食費の値上げということで、各それぞれの担当の方にお話をして了解をしたというお話なのですが、前回、教育委員会の中で、私もちょっと質問した経緯、町が100円負担であるとは上げるということなのだから、できない相談でもいから、予算の編成のときにこちらの教育委員会としての町の補てんの意向があったということは打診されていますか。その辺、ちょっと聞きたいんですけども。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 町のほうで補助ですね、1カ月について小学校給食ではございますが100円の補助をしているということで、私どもの予算要求の中で100円またプラスアルファは保護者からの声としてありますということでの予算の要求は財政との協議の段階から、またさらに町長、副町長等に申し上げさせていただいております。

○（八木委員） はい、わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○（足立原委員長職務代理者） いいですか。

○（三好委員長） 足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 教育長の報告の中で、県の教職員の給与が管理職で6%、総

額3%。これについては、まだ県の段階であってもうこれは決定されているんですか。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） ここで通知がまいりましたので、決定ということととらえております。来年度と2年間という話ですが、その先はちょっと財政の状況もあると思いますので、わかりかねておりますが。話は終わっていると思います。

○（足立原委員長職務代理者） はい、わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

○（岡本委員） 関連でよろしいですか。

○（三好委員長） 岡本委員。

○（岡本委員） 勤務時間が15分、1日当たり短縮になったということでこれは何年前ですか。要するに昼休み、休憩等の関連で15分がなくなったということでよくなったんですけれども、今、出た給与との関連ですかね。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 同じ時期に出てきましたので、そういうこともあるにはあるかと思いますが、教員だけではなくて公務員法のほうの改正ですので、役場の職員もこれが適用になりますので、直接は連動はしていないというふうに思っております。

○（岡本委員） 県職員もですか。

○（熊坂教育長） 県の職員もみんな変わりますね、法的に。市町村もそうです。

○（岡本委員） 県職ではないのに。

○（熊坂教育長） ですから、この給与の関係とは別問題だと思っております。

○（岡本委員） わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ほかにないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、（2）平成20年度愛川町就学指導についての説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 就学指導のまとめができましたので、担当のほうからご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
- （三好委員長） 佐藤指導主事。
- （佐藤教育開発センター指導主事） それでは、資料2に基づきまして今年度の就学指導の報告をさせていただきます。

まず、1の概略というところがございますが、今年度の就学指導委員会につきましては3回行いました。5月15日、委嘱をさせていただきました。10月21日、11月18日、この2回は審議をいたしました。就学指導委員会審議対象人数というところですが、46件、43名となります。第2回の就学指導委員会におきましては、現在、学校に通っている小中学生25名。第3回就学指導委員会につきましては、小中学生3名、それから来年度新たに1年生になる新就学のお子さんが14名。それから、再審議で2名になります。そのほか、臨時の就学指導委員会を開きました。再審議1名、既就学児童1名の2名となります。したがって、43名の審議となりました。

2番です。就学指導委員会の答申と就学措置予定の学級種別集計というところがございます。ここにつきましては43名の審議を行いましたけれども、本日、この表、小学校、中学校の表につきましては、1名は既に審議の後、他市へ転居、転校いたしました。それから、1名につきましては小学校を卒業する時点で他市に進学をいたしますので、この2名につきましてはこの表から除いております。

小学校につきましては、通常級の答申をいただいた方が5名、措置予定は6名です。特別支援学級につきましては、知的障害学級に12名、予定は11名です。肢体不自由学級はおりません。病弱もございません。自閉症、情緒障害児学級につきましては、答申が5名、措置が5名となります。備考欄の知的障害のところでは就学児童、通常級1ということは、本来は知的障害学級の答申が出されましたが、その後、教育委員会と保護者との教育相談の中でそのようになりました。

中学校につきましては通常級3名の答申、措置は5名になります。特別支援学級、知的障害学級は10名、措置の予定は8名。肢体不自由学級につきましては答申1名、措置1名。自閉症、情緒障害児学級につきましては答申が3名、措置が3名。特別支援学校につきましては、答申が2名、措置が2名となります。中学校につきましても、教育相談の結果、答申と異なる措置になっています。

続きまして裏面でございます。来年度、本町におきます小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数の予定でございますけれども、小学校につきましては60名の在籍、それから中学校につきましては35名の在籍、合計95名を予定をしております。

4番、来年度の県立特別支援学校在籍児童・生徒数、本町の児童生徒、お子さんで県立の養護学校等に進学をしている、在籍をしているというところにつきましては、伊勢原養護学校、相模原養護学校、座間養護学校、それから平塚聾学校で、全部で13人になります。

それから、個人の審議をしたお子さんの名前を一覧にさせていただきました資料は、後ほど会議が終わりました後、回収させていただきます。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（2）平成20年度愛川町就学指導について、何かお聞きしたいところがありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 中津小学校ですが、知的の方が17人おいでになりますね。例えば、この数字は他の学校から比べるとちょっと多いかなと思うのですが、その辺のところは毎年この傾向としては、中津小はどうなんですか。多いと特に言っているのでしょうか。地域分担があるのでしょうか。今のところ考えているのですけど。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今、おっしゃいました内容でございますが、比較的中津小は従来からおおうございます。したがって、学級も毎年3、4、5というような状況でございます。あとごらんになっておわかりのように、半原小学校も若干多い傾向がうかがえます。県下の状況で見ますと在籍児童生徒数によりますと、県の平均は特別支援学級へ在籍しているものは、県の統計では1.4%弱ぐらいです。全部の生徒数、児童数の中で。愛川町の場合は2.3ぐらいですので、倍まではいきませんが1%ぐらい高いというのが現状でございます。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○（足立原委員長職務代理者） もう1点です。

○（三好委員長） 足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） それぞれ今度の就学指導委員会で、一応これについて答申をしたんだけど、通常学級に行った方が多い。これについてはいろいろあると思うんですが、理由としてはもうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

○（三好委員長） 佐藤指導主事。

○（佐藤教育開発センター指導主事） そうですね、3名のうち2名の方につきましては、現在、特別支援学級に在籍をしています。個別の、あるいはきめ細やかな教育をさせていただいておりますけれども、やはり通常級の皆さんと一緒に学んでいきたいという強い思いがありますので、学校の教員のほうはもう少し個別に少人数でというふうに考えてはおりますけれども、本人、保護者の意向に十分に沿う形で支援教育を進めていくということでございます。

それから、もう一人につきましては迷っている中で就学指導をさせていただいておりますので、保護者としてはもう少し状況を見てから個別の指導に入っていきたいというふうな思いでございまして、通常級在籍に希望されたという経緯でございます。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

○（足立原委員長職務代理者） それで、通常級をご希望になって、これらの答申はある程度やはり学校として出してくていると思うんです。今までの学校での学習状況とかそういうもの、今までの本人の様子等踏まえて、やはり答申にね、それが予定ではそうなったということで、学校側が理解をしたということですか。

○（三好委員長） 佐藤指導主事。

○（佐藤教育開発センター指導主事） 就学指導の結果につきましては、今後、教育委員会から、学校長あてに結果をお知らせいたします。特別支援学級できめ細かという教育が好ましいというふうな判断がございまして、通常級になるということの中で学校は、支援教育の範疇の中でできることをきめ細やかにやっていただきたいということで、教育委員会としては学校に適切な指導をお願いをするような形になります。

○（足立原委員長職務代理者） わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

三好ですけれども、質問をしたいと思います。

3番の生徒数の予定というところなんですけれども、中津小は知的障害者ということで17

名、情緒が3名ということでございますけれども、学級数が5クラスということですが、

菅原小学校を見ますと知的障害の方が8名で情緒が7名ということで多いのですが、在籍数15名という予定ですが、学級数が2クラスということになっておりますが、情緒障害の方が多いということはクラスの数も多いのかな、担当者も多くいないと無理なのかなという感触を持ちますが、この辺はどのように決めていらっしゃるのでしょうか。

教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 実は、後で学級編制等のお話をするわけですが、1学級というものを確定するときに規定の人数がございます。これに基づいて、学級数ということを決めてまいります。ただ、神奈川県の場合には、それよりも若干手厚くて1学級ですが担任を二人制にしているとか、そういうところで人数のところの大変さをカバーをしております。知的学級は、1学級の最大が8です。ですから、これがぎりぎりの数字なんです。それから、情緒障害のほうは、それよりも若干少ない数字で規定をしたりする場合もあるんですけども、基本的には同じですので、7の場合も1学級と。担任を複数にするという形をとっておりますので、後でお話ししようかと思ったのですが、菅原小の場合には、特別支援学級の複数担任のために2名の規定外の教員が加配されております。中津小の場合は8で割りますと、これが3学級になります。16よりちょっと多いので3学級で、情緒障害が1、それから肢体が1ということで5と、こういう数字で学級数は計算がされております。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

また、後ほど別の案件で説明をしていただくというところもありますので、教員数の数というところで再度、説明をいただけるということですが、

よろしいでしょうか。ほかにないようでしたら、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、（2）平成20年愛川町就学指導については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、（3）平成21年度予算（案）についての説明をお願いいたします。

岡本教育次長。

○（岡本教育次長） ちょっと長くなりますので座らせていただきます。

○（三好委員長） はい、どうぞ。

○（岡本教育次長） それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。

22ページございますけれども、これは2月16日、今週の月曜日ですけれども記者発表された資料でございます。この主要施策と当初予算案の概要ということでいたしてございます。

テーマは、健康・福祉・環境と教育に重点配分した町民生活重視の予算ということで記者発表されております。

では、中ほど1ページになりますけれども、まず1ページにつきましては歳入歳出予算総額の関係でございます。一般会計で見ますと125億5,000万ということで、昨年と比べますと3.1%の減ということでございます。

これはいろいろと郷土資料館等建設事業、その他いろいろの関係と、さらに特に景気低迷で法人町民税等、後でご説明申し上げますけれども、下がっておりまして、そういった関係で全体的に縮小されているということで3.1%下がってございます。それから、その下に特別会計がございますけれども、これを5つ会計、国民健康保険から下水道事業、さらに企業会計とございますけれども、全部合わせますと一番下の合計になりますけれども、221億9,600万円ということになります。

1枚飛びまして3ページをお開き願いたいと思います。

これにつきましては、町税の内訳でございまして、全体では79億4,762万5,000円ということで、町税全体では5.2%の減でございます。それから、比較を見ていただければ、軒並み三角ということの減額でございます。やっぱりその中で一番大きなものは、先ほど言いました法人町民税です。これがさらにいろんな自動車関連、それから機械関連、そういったもの29.6%という減で4億円程度減額になっているわけで、大分この辺が総合計画とかいろんな予算形態に影響が出てきております。そんなことになってございます。

それから4ページでございますけれども、ここは1の議会費から13の予備費までございまして、教育委員会関係につきましては9の教育費ということで14億6,484万9,000円ということです。これも21.1%の減額でございますけれども、この主な原因につきましては俗に言うとおりの郷土資料館の建設が2カ年の19、20でございますけれども、これは20年度が終わったために減額になったということでございます。

それでは、歳出の関係でございますけれども、6ページをちょっとお開きいただきたいと思います。主要施策ということで教育関係に関係しました施策は、朗読しながらご説明申し上げます。まず、6ページの中では（2）の授乳室の設置ということで163万8,000円ござい

ます。これは、子育て支援課と管財契約課、それから教育委員会関係では生涯学習課、これがございます。生涯学習課につきましては文化会館、それから半原、中津公民館、これらの授乳室の設置工事と備品関係、金額では115万3,000円という小額ではございますけれども、新規の事業で計画されております。

それから、7ページをお開き願いたいと思います。

7ページは、中ほどの(8)放課後児童クラブの事業2,864万8,000円、生涯学習課が担当でございますけれども、これも町内全6校の小学校でございまして運営されております。ご存じのとおり小学校1年生から小学校3年生までの児童が対象で定員各クラブ35人以内です。各学校にはばらつきがございますけれども、35人の定員となっております。それから、保護者負担金でございますけれども、育成料、月額4,000円、さらにおやつ代、これも月額2,000円いただいております。それから保険料、年額で1,800円いただいております。それから児童クラブをご利用いただいている親御さんにご負担を願っておりますのが状況でございます。

それから、11ページに飛びますけれども、11ページをお開き願いたいと思います。

1の学校教育です。

(1)のまず中学校給食の実施、これが新規事業でございます。町長の目玉ということで聞いておりますけれども、3,806万3,000円ということで教育総務課が担当でございます。ご存じのとおり給食の調理、配送です。民間業者に委託いたしまして、弁当併用デリバリー方式によって実施したいと思っております。実施時期につきましては21年10月からを予定しております。給食費につきましては月額4,500円程度ということで、これは程度が抜けておりますけれども、ということのうち100円は先ほどもご質問がございましたけれども、町の助成をさせていただいております。

次は、続きまして(2)小中学校の要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業、3,238万円でございます。これは新たに、新規にめがねの購入費とそれから検眼料、医療費、校外活動費、宿泊を伴うものでございます、これを追加いたしまして、制度の充実を図るものでございます。

それから、次の(3)です。これが小中学校の英語教育の充実ということで、これも拡大でございまして、701万9,000円ということでございます。これは平成23年度から小学校五、六年生を対象に英語の学習が必須となるために、派遣日数を年間50日の増といたしまして、年間88日に拡大し指導体制の充実を図るということでございます。

それから、その下の(4)でございます。特別支援教育支援員の派遣ということで、これ

も拡大でございます。896万4,000円。教育総務課が担当でございます、これは小中学校に在籍いたします発達障害などの学校生活や学習活動を支えます支援員の派遣日数、今まで週3日ございましたけれども、これを1日ふやしまして週4日に拡大し、教育のさらなる充実を図るということでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の(5)の小中学校の施設整備事業費でございます。6,005万9,000円。これも教育総務課で担当しております。小中学校の施設の管理に万全を期すためとここに書いてありますけれども、計画的な施設整備に努めております。主な工事につきましては、半原小学校から愛川中原中学校まで、こういったものを計画的に整備を進めているところでございます。

次に、2の生涯学習でございます。(1)の小沢児童館建設事業、新規事業でございます。8,324万円でございます。これは児童の健全育成と地域コミュニティの施設として小沢地区に鉄骨づくり平家建て、建築面積が268.03平方メートル、これを建設するものでありまして、なお補助率につきましては整備費算出基準に基づきまして90%をさせていただいております。

続きまして、3のスポーツ・文化振興の(1)新郷土資料館の開設でございます。新規事業となります。1,969万7,000円であります。これにつきましては、平成19、20年度の継続事業で整備を進めてまいりまして、このたび県立あいかわ公園内に完成し、平成21年4月にオープンを予定しております。4月29日水曜日につつじ祭りがございますけれども、その前に落成式なんかもしたいという考えを思っております。鉄筋コンクリートづくり平家建ての建築面積が1011.12平方メートルと。間取りにつきましては、町の歴史の紹介、常設展示、それから企画展示を計画いたしまして、郷土の重要な文化遺産を保護いたしまして、次世代へ伝えるとともに、ふるさと愛川の自然や歴史を広く町内外に紹介するという運営でございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

一番上でございます。古民家山十郎・国有形文化財登録銘板の設置ということで、金額は40万1,000円でございますけれども、これは現在、一般に公開してございます古民家山十郎が、このたび国の有形文化財に登録されましたことから、周知のためにパンフレットの新たな作成、それから文化庁から交付されます登録の銘板を埋め込んだ石柱を設置するという、こういう事業でございます。

それから、1つ飛びまして(4)の町立体育館の解体工事でございます。3,376万8,000円。

これはスポーツ・文化振興課の担当でございます。ここに書いてありますように、昭和37年に設置いたしました町立体育館が建設からもう46年を経過しておりまして、老朽化が著しく使用できないということになりましたので、他の体育施設の充実がありますので解体をするものでございます。場所はご存じのとおり、愛川東中学校の南側ということでございます。

それから、16ページに飛びますけれども、お聞き願いたいと思います。

2の防災対策になります。中ほどでございますけれども、(1)児童館耐震診断業務の実施ということで、これは新規事業になりますけれども、698万3,000円でございます。これにつきましては、ここに記載のとおり新耐震基準施行、昭和56年6月以前に建設されました児童館につきましては、耐震診断調査を実施し、ということになっております。多くの方が利用します地域のコミュニティの施設でございますので、またここにつきましては緊急避難場所にも指定されておりますので、各児童館の安全を図るためということで実施させていただいております。

以上が、平成21年度の教育委員会に対します主要施策ということでご説明いたしました。なお、もっと詳しい内容等につきましてはご質問の中でまた担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○(三好委員長) ありがとうございます。

説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。(3)平成21年度予算(案)について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いたします。いかがでしょうか。

八木委員。

○(八木委員) くだいような質問になりますが、7ページの放課後児童クラブのところなんです、これ2,800万という金額は、もう既に6校のハードな部分のものは建設が終わって、現実的なもう中身が走り出しているわけです。それで、これだけの金額を毎年、今度は運営のために使っていると。それで下にある、もちろんこれは保護者の負担というのが月額4,000円でおやつが2,000円でという約7万円負担をするわけなんです、これはもちろん特別会費として徴収されて、これをプールされて出ているのではないんですね。個人の負担は別として、町としての負担が2,800万円ということです。それで、例えば児童クラブが1クラブ定員が35人だとすると6校ではマックス210人になるのですが、全部入った場合でも、これを1名あたりにしてみますと約14万円。町の1人当たりへの税金からの負担が14万円、

こういうことになるわけです。でき上がってしまったものに対して云々は言いませんが、先行された、かわせみ広場の設置があったりした中で、そういうところでこれだけのお金が毎年2,800万というのは大きすぎではないですか？果たしてこれで本来の目的を達せたとしても、効率的とか効果を考えた場合に果たしていいのかなど、私は非常に疑問を持っているんです。それで、これからの中学の給食の大事なことなんです、この11ページの給食費ですら、もちろん個人負担は別として運営費には毎年3,800万かかっているわけ。それで、新郷土資料館もハードが終わればまた運用費がかかっていくということで、結構、毎年のコストが大きすぎるような気がします。だから、いいことはもちろんいいんですが、ただ放課後児童クラブなど何となくという感じでやっちゃったような気がして、教育委員のほうの意見も通じているのかどうか、定かにはわからない。そういう点で非常にコストがかかっているなという感じを、まず持ちます。これは質問ではないんですが、費用対効果の見通しは教育委員会としてどんな見解を持っていらっしゃるのかと思って。

- （岡本委員）　ほとんどが人件費にいつているんですね。
- （熊坂教育長）　歳入で入れているんだよな。
- （長嶋生涯学習課長）　はい。予算別で国の補助とか。
- （三好委員長）　長嶋生涯学習課長、お願いします。
- （長嶋生涯学習課長）　放課後児童クラブの利用料の関係で、歳入につきましては167名を見込んでおりまして、それで724万1,000円が保護者負担として見込んでおります。それとあと県から補助金といたしまして、県の補助対象経費の3分の2がいただけますので、その補助金を561万6,000円見込んでおります。育成料については町の収入として受けますが、おやつ代2,000円と保険料につきましては直接おやつ代は指導員が購入して利用者にご提供しておりますので、これは町の収入としては見ておりません。保険のほうの議論についても同様であります。

以上です。

- （八木委員）　はい、わかりました。
- （三好委員長）　よろしいでしょうか。
- （八木委員）　はい。

教育的な議論から外れちゃうかもしれないんだけど、国や県の補助金というのはもちろんあっていいと思いますが、実際、それも、もとは税金ということで一緒なんです。それで、これだけのコストをかけて167名の子供たちを見て、全社会的に見てあるいは全町的に

見てどれだけのメリットがあるかなど、私は非常に疑う。これをやり始めたためにかわせみ広場のほうだっておろそかになると、どっちかといえはる程度本当に好きな人はこっち行っちゃうのかもしれないし、私の言葉で言えば総花的な施策が多くなって、それで最後に、しりつぼみに終わったよというようなケースが非常に多いと、そんなふうに感じてしまう思いがあります。もちろん補助もあって町の支出もわかるんですが、もうすこし、じっくり考えて企画すべき、そういう感じを持っています。お答えは結構でございますので。

- （三好委員長） 八木委員の意見は以上なんですけれども、まだ腑に落ちないところは多々ありそうですが、これからも見守っていただいて適切なご意見をいただきながら、かわせみ広場、それから児童クラブの運営に反映をしていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。はい、岡本委員。

- （岡本委員） 児童クラブの親御さんがいろんな事情で子供見れないという、何とか社会で育てなければいけないという面もあるんですけれども、その放課後児童クラブというのができたそもそもの保護者の就労とか病気だと。現時点で入っているお子さん、保護者のそういった実態というのは調べたんですか。

- （三好委員長） 長嶋生涯学習課長。

- （長嶋生涯学習課長） 児童クラブを利用するに当たってはそれぞれ保護者のほうから申請をいただきます。その申請書には、それぞれの保護者の就労先の就労証明書、これを添付していただいて、事業所にも当然確認をさせていただいて、本当に保護者が就労していることによって児童を見ることができないという確認がとれたお子さんを入所していただいているということでやっております。

以上です。

- （三好委員長） よろしいでしょうか。

岡本委員。

- （岡本委員） それは各家庭で例えばお一人の方が働いている。共稼ぎができない。共稼ぎできないから一人の方は就労していない、そのような場合は除いてしまうのですね。わかりました。

- （三好委員長） ほかによろしいでしょうか。

三好ですが、1つ質問をしたいのですけれども、11ページの1の（2）です。小中学校要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業という内容で給食費等の援助、それから学用品の援助は今までどおり行われるということですが、新たに眼鏡購入費、検眼料というところが出

てきておりますが、そこまでやはりやるということの理由がちょっとわからないんですが。眼鏡は個人の所有物になるわけですので、その辺まで認めているというところはどういう理由があつてなんでしょうか。

河内教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 今回、眼鏡、それから検眼、それから医療費ということでございまして、さらにはここに新規に掲げております校外活動費、これは宿泊が伴うものということになり、この4項目をとということでございます。これらについては、かねてから保護者等からもそういう補助の要請ということの声もございましたところなどを受けまして、要保護、また準要保護ということで収入等が非常に厳しい方々ということに対して、負担軽減を図っていかうという目的の中で助成をしていかうとの考えであります。こうした項目についても要請があつたことも踏まえまして、対応していきたいということでもございます。

○（三好委員長） さらに質問ですけれども、眼鏡の購入でしたら補聴器もといえ補聴器もとなるんですか。

教育総務課長。

○（河内教育総務課長） あくまでもこちらは、まず眼鏡の購入に当たっては学校におきまして検診を行いまして、その健康診断をした結果において眼鏡が必要であるかということの確認をとってそれに対して助成をしていくということでの、考えでございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

○（八木委員） どうしたらそういう発想が出てくるのか理解できない、本当に。それは、言う人は何でも言いますよ、はっきりいって。ただ、それを短絡的にとって、ああ、そうなんだ、これをやるのは悪いことではないと、そんな単純な感覚で予算要求をされたらたまつたもんじゃないし、一般論から見てもすごいずれがあり、みんな怒り出すと思うんだよ、こんなの。この中身を見たら。どういう発想かと私は聞きたいね、本当に。もう少し精査するために、教育委員会に提案して、みんなどう思いますかって本当は言たつていいと思うんだよ、予算の申請の前に。いつも形が出てきてからどうですか、こうなりましたと、ご意見を伺つたつて意味がない。それが全然次に反映していかないではないですか。だから、予算の要望へ行くでしょうけれども、教育委員会として、教育委員会の会議の中でこんな話が出ましたということ、そこへ一言、言ってもらつて予算の決定のときに、それはそれで通らなくてもいいけれども、何も出ないでこのまま、ああ、そうですかと言つているように見られたら大変心外だつて。教育委員としての意味もないと、私はいつも思つてしまうんだね。たまたま

一つの案件、案件というか例なんです、すべてそうですよ。本当に押しなべて全部そう、悪いけど。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今、ご指摘の点は、ごもつともだというふうに思っております。これから気をつけていかなければならない点ですが、就学援助費、これが子育て支援という面の強さが相当、今、色合いが強くなってきております。ですから、教育そのものだけではなくて、ここに医療費というのもあるんですが、子育て支援という観点から、そういうところが議会の中の答弁で検討をしますという形になりますと、施策として町としてはどうしても反映をせざるを得ないということがありまして、確かに教育委員さんにはご説明不足だったところではありますが、これから気をつけていきたいと思っております。そういう点で、教育の中へ入ってきている予算の中に、子育て支援という視点ものがあります。以前は厚生関係でしたが、このごろはすべて子育て支援が文部科学省へ移りつつあります。そういうようなことで、今までですと教育委員会予算の中で考えるべきでないものが入り込んできておりますので、この辺が確かに私どものご説明も不足をしておりましたので、これから気をつけていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（八木委員） 1ついいですか。

○（三好委員長） はい。八木委員。

○（八木委員） 確かに政治というのは、やっぱり弱いものを何とか補助していくというのが基本であるというのはわかるんだけど、近頃の風潮を見ていると何でもある程度、言えばなんとかなるという風潮が余りにも強い中で議会なんかでもそれは議員さんなんかも立場上、言ってこられればどんなことだって行政に反映させようとするけれども、やっぱりその辺のチェック機能なんていうのも必要だと思うんです。だから、どうしても口が強い人のことが反映していっちゃうと。それが一般論から見たらそれは必要かもしれないけど、そこまではということが町民の常識から見たら行政あるいは町の非常識、何て言うのか本当に行政あるいは町がやっていることが常識であると思っている人たちから見れば、私の考えは非常識かもしれないけれども、世間から見れば全くその反対になっていると、私はそういうふうに思うんです。ただ、それはそれとして一つの事象として出てきたことで、ここはやはりその辺のところはよく考えていただいたほうがいいと私は思うんですけれども。全国的なものでしょうけれども。

○（岡本委員） 要するに全国的に文科省の指導の中で、こういうのが眼鏡なんて言うのが項

目に入っているんですか。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） こちらについては、そういうようなことは特にはございません。ただ、そういったことに対して必要な場合に教育的な視点から、支援等ができるものであればということで、例えばよく他市町村との比較し、他市町村が行っているからということで、そういうことで行っていけば、それでは右へ倣えということでの議論にもなりますが、市レベルになりますと財政的に非常に余裕があって、こういう眼鏡とか検眼だとかそういったことは行っている例が多いということでございます。そんなことも中にはあるということでございます。

以上です。

○（三好委員長） 岡本委員。

○（岡本委員） 検眼とかは学校でやりますよね、歯も全部。それは学校がかかわっていることからわかったことだから出すということですか。あくまでも検査でそれを受けた保護者が治療をするのが当然だと思うんですけども、学校がかかわったことだから、お金を出さなければいけないということなんですか。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 基本的に今回の眼鏡と検眼と医療費についても学校のほうでの健康診断をもとにしまして、そこで診査結果で指摘されたことで、必要なものをということで判断をさせていただき、それに対する援助です。

○（岡本委員） はい、そこがわからないんです。検眼は一般的に検査するのであって、後は保護者等がそれを通してやるというのが、私としては普通なのかなと思うのですけれども、そうやっていくと学校でかかわることは全部見なければいけなくなる、極端に言うと。何でもかんでも。眼鏡というのは一部のことで、その辺がよくわからないのです。国の施策でそういう中から言っているというならば、そういう予算もいろんな面で国のほうから出ているんでしょうけれども、どうも理解ができない面があります。ちょっと細かいことですが、

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 今、ご意見の点は私も理解いたしますけれども、一応今回についてはそういう学校での健康診断並びに健康相談等を受けて、そしてその中で必要とされたものと判定された者に対して、その購入に必要な費用の一部を援助したいというふうに考えてお

ります。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

教育委員さんからのご意見、心配されるところが幾つかあるんですが。

はい、教育長。

○（熊坂教育長） 確かにご指摘のように就学援助というのは、始めると確かに際限がない部分が予想されるわけですが、これからその辺は十分精査をしてかからなければいけないと思います。ただ、この経済不況で準要保護等の世帯がふえていると、そういう中での子育て支援の負担の軽減という本来でしたら福祉の考え方、そちらのほうからどうしてもこういうところが膨らみつつあるというのが、現実だろうというふうに思います。今後、こういうところも精査をしながら、これは確かに教育にとって必要だからという観点をしっかり持ちながら対応していきたいと思います。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ただいまの教育長のお話のようにこれから注意をしていただきまして、教育的観点から判断をしていただきたいと思います

ほかにありますでしょうか。

足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 11ページに（3）のところで小中学校英語教育の充実というところで、小学校への英語教育の導入が近いので指導員をふやすというようなお話で、全町的な指導助手の派遣がふえたわけです。これはいいことだとは思っております。ただ、今、実際には小学校で年間36日ですか、それが88日になるというようなことで倍以上になるわけですが、1校当たりになればそんなに多くはないんです。実際の今のお話しですと701万9,000円ということですよ。今のお金からすれば大したものではないわけですよ。こういう全体的にかかわるような費用はもっと増額していただいてもいいかなというような感じは持ちます。別にお答えは結構ですが、感想としてはもっとふやしてあげてもいいのかなと。中学校は、180日ですから、3校で。実際に6校あるわけですから。五、六年生もです。将来的にはこの英語教育を国の文科省のほうでは高校などでは英語で全部やると、日本語は使わないという方向に進んでいくというような話ですが、けれども。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 小学校の場合はご存じのように23年度から正式に実施と。その前段として

英語活動を各学校が取り組み始めています。したがって、今までの総合的学習の時間で扱いましたことをもとに若干時数をふやしていくと。ただ、最終的な35時間までは、まだ来年、再来年の段階では学校のほうの指導体制も整わないというようなこともありまして、行く行くはもっとふやさなければいけないと思っておりますが、学校等とも協議をしながら来年度はこの日数にしていこうということで試算はしてございます。初めから余り多過ぎますと逆に先生方が計画が余りできないうちに英語の先生が行ってしまいますとやりにくい面も正直言いたくさんございますので、ここ2年をかけて学校で35時間、どんな内容をやっているかというようなことをしっかりつくっていただいて、その上でALTの派遣というものをもう少しふやしていきたいと、そういう考えでございます。

よろしく願いいたします。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

○（足立原委員長職務代理者） はい。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

予算についての細かい説明をいただきましたけれども、ほかに質疑がないようでしたら質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、（3）平成21年度予算（案）については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、日程第3、（4）平成21年度教職員人事配置状況についての説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 資料4をごらんいただきたいと思います。

比較のために今年度の初めのもの、それから来年度予想しているものということで、資料を作成いたしました。来年度、21年度のほうをごらんいただきたいと思います。

具体的な人につきましては、細かいところを調整中でございます。数字的なものでご説明を申し上げますが、まず小学校関係でございますが、学級数が一番もとになって出てまいります。中津小の場合には普通級、特別支援学級、数は20年度と変わりがございません。高峰小学校は20年度の途中の転入の子供がうまくありまして、うまくという言い方はあれなんで

すが、1学級増ができるということでございます。田代小でございますが、12月18日のヒアリングの段階では普通学級を8という予想をしておりましたが、実は41人という形の中の2学級編制でやっている学年が2学級ございました。そのうちの、たまたま兄弟が同じこの該当の学年がいて、これが転出ということがつい最近出てまいりました。そういうことでやむなく2学級減。一番痛いところなんです、こういう状況が出てまいりました。そういうことで、今年度の初めの9学級から比べますと普通級が3学級減でスタートということがございます。したがって、教員のほうも自動的に3人減ということで、大変厳しい状況でございます。それから半原小でございますが、現在は13学級。12月のヒアリングの段階では、年度当初、12学級のスタート予定でしたが、こちらは児童養護施設に入ってくるお子さんの関係で逆に境目で2学級ふえるという形になりまして、現実には14学級でスタートができるという状況でございます。それから、中津第二小は横ばいでございます。それから、菅原小学校でございますが、12月の時点では普通級を17というふうに考えておりましたが、細かいところは推測になってしまいますが、ここで外国籍で国へ帰るとかそういう子供が出てきたりしてぎりぎりだった学年が人数減ということが出てまいりまして、15学級という形になってございます。そういう関係で教員の人数の増減が出てまいりますが、規定分につきましてはこれ決まっておりますので、そのとおりなんです、規定外というところをごらんいただきたいと思いますが、中津小学校の場合には外国籍の子供が多いということで国際教室という関係の2人が規定外の配置がございます。それに伴いまして、家庭とのやりとり、難しい面もあるというふうなことで児童支援というのが1名、加配がございます。それから少人数指導という関係で1名、計5名の規定外の加配があるということでございます。高峰小の場合にはそういう条件が余りありませんので、少人数指導の関係で1名だけと。田代の場合もそういう関係では厳しくて、規定外が1名ということでございます。それから半原小学校の場合には、先ほどお話ししました少人数とTT加配の関係、それから特学の特別支援学級が定員に近い学級のために、複数配置ということで1名、計3名の規定外がございます。中津第二小等もそういうことでございますが、ここには直接学校の授業に関係がないといえますか、現在、佐野指導主事が充て指導主事でございますが1名、この学校籍になっております。それから、新採用の教員の指導のための拠点校指導教諭というのがあるんですが、それが来年度は、今、中津小の所属になっておりますが、これが中津第二小の所属になると。ですから、人数的には二人あるわけですが、この二人については直接学校の指導とは別の形になります。菅原小学校ですが、TT加配と、それから特別支援の複数が2名、それから国

際ということで規定外が4というような数字になっております。

続きまして、中学でございますが、東中は現在と学級数は変わりがございません。ただ、規定外を見ていただきますと違いがありまして、特別支援学級の複数担当が1から3に変わっております。ほかに減ったところもあるんですが、ここが二人ふえておるということで人数が二人ふえるというようなことでございます。

特別支援学級の在籍が多いということでございます。

それから、愛川中学校でございますが1学級増でございます。これは今の新生生ですか、これがぎりぎりです。今3学級なんです。児童養護施設の関係で転入生があるということで、これは1学級増ということです。ですから、半原小と愛川中がその恩恵が出てきたわけですが、厳しくなってしまった学校もございます。規定外のところはごらんいただければおわかりになるかと思いますが、先ほどご説明した関係のものでございます。それから、不登校のための通級の学級があるわけですが、適応指導教室をここへの籍がちょうど愛川中に置いてございます。最後の適指と書いてある、1と書いてあるこれが不登校のための学級の人数でございます。中原中につきましては、1学級減ということで17学級、それから特別支援学級1学級減ということで2学級減という形が出てまいります。

以上、各学校の状況についてお話をいたしました。現在、数の上ではこのような現状になることが予想されております。

なお、もう少し、まだはっきりはしていないんですが、中高一貫連携の関係で高校から各中学校に数年の在籍という形で研究指定の関係で1名、各中学校へ回ってこられる可能性があるということをお聞きしております。まだ、具体的にはっきりはしていませんが、ですから中学校はこここの人数プラス1ということがうまくすればなりまして、4月からスタートができる。その関係で中学校のほうから高校という考えもあるわけですが、東中学校で転任希望をされている方で高校へ回られるということが1名ありそうです。そういうことで、連携は徐々に深めていきたい。それで連携の話をちょっとしていただきましたので、これとちょっと外れるんですが、来年度も中学校3校、高校等が連携の会議を、検討会を持ち続けて連絡会をしながらさらに一貫のことを進めていきたいと、そういうようなことも聞いております。

以上、ご説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（4）平成21年度教職員人事配置状況について、何かお聞きし

たいところなどがありましたらお願いいたします。

足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 県費負担職員で、栄養士になるんですけれども、本町には2名の県費がいらっしゃいますが、調理のひと、いずれ中学校も給食始めるとなるとこの方々が当たられるということになるわけです。それで私も経験があるんですけれども、栄養士の異動というか、県費ですからこれは異動がほとんどないんです。本町においては、所属の配置がえとかはあるかもしれないんですが、この辺のところのことについて栄養士の、例えば厚木市の栄養士と交換とか、そういうことは県の方針としてないのか。それとも、本人が希望すればできるのか。教員は希望でなくてある程度のものが、そんなところはどうなっているんでしょうか。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） なるべく広域異動ということがありますので、希望があつてうまく調整ができた場合には可能だと思っております。中学校の関係でございますが、センター方式だとか自校方式である程度子供の数がいないと県費負担というのは出てきませんので、来年度の場合、町費でこの予算の表には出てきていないんですが、直接、町の教育委員会に1名、栄養士を増をいたしまして、その者が中学校給食のほうへ対応していく予定も考えております。

以上でございます。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

○（足立原委員長職務代理者） はい。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○（足立原委員長職務代理者） よろしいでしょうか。

○（三好委員長） 足立原委員。

○（足立原委員長職務代理者） 私の経験からいいますと、どうしてもそこに長く栄養士がいますとなれちゃうんです。やはり、少し異動されたほうが本人としてはなれちゃっているからいいんですが、雇っている町村にしてもいい面もあるんですけれども、なれでやっちゃうという部分もあるので、やはりできれば異動させてやったほうがいいかなと、こんなふうに思うんです。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

なれという目に見えないところの課題がありますけれども、ほかにありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ほかに質疑がありませんので質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。
よって、日程第3、(4)平成21年度教職員人事配置状況については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

◎日程第4

- (三好委員長) 次に、日程第4、議案第9号 平成21年度愛川町教育基本方針についてを議題といたします。

教育長、お願いします。

- (熊坂教育長) 議案第9号 平成21年度愛川町教育基本方針についてでございますが、既に原案は以前にお示しをしてあります。それを取りまとめをいたしましたので、ご審議をいただきお認めをいただきたいと思います。

では、次長のほうから説明をお願いいたします。

- (三好委員長) 岡本教育次長。
- (岡本教育次長) それでは、議案第9号 平成21年度愛川町教育方針につきましてご説明させていただきます。

今、教育長からご説明がありましたように、先月の1月の定例会におきまして21年度の教育基本方針及び人づくり基本構想につきまして資料を配付させていただきました。本日の会議前にご意見があればお伺いさせていただくということになっておりましたので、ご意見が特にごございましたらよろしくをお願いいたします。

それで、本日、平成21年度の教育基本方針の案をご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。現在の教育基本方針につきましては、平成16年度にまずパブリックコメントを行いまして、平成17年度からおおむね4年間を見通しまして決定がされております。その間につきまして、必要に応じて修正、見直しをしてまいりました。昨年につきましては、重点目標、この中にごございますけれども、社会教育の③ということで家庭教育につきまして

は、また全体の語句につきましても見直しを行っております。

また、平成21年度に向けましては、現在、町におきまして第5次総合計画の検討がされているところでございます。愛川町教育基本方針につきましても、総合計画の策定に合わせて大きな見直しを図りたいと、今、考えてございます。以上のことから事務局といたしましては、21年度に向けましては大幅な修正がございませんので、20年度と同様の内容となりますので、本日、お示ししました資料を原案とさせていただきますので、ご検討をお願いしたと思っております。

なお、参考に本町の教育の根底をなします人づくり基本構想を添付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上のとおりですが、質疑等ありましたらお願いいたします。

この件については、2月10日までに意見等がありましたら佐藤指導主事のほうにということで、皆さんにお願いをしておいたところですが、特別なご意見はなかったということですが、改めて今回、きょう何かご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

内容は、今、提示されました資料の中に記されておりますので、お読みいただいてご意見等ございましたらお願いいたします。

平成21年度は大幅に変更がなく、このままでいきたいということです。また、21年度をもって検討されて変更をとということもありますが、いかがでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

それでは、質疑はありませんので質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号 平成21年度愛川町教育基本方針について、本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって議案第9号 平成21年度愛川町教育基本方針については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

- （三好委員長） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

◎日程第6

- （三好委員長） 次に、日程第6、その他の（1）愛川町郷土資料館運営委員会設置要綱（案）についての説明をお願いいたします。

大八木スポーツ・文化振興課長、お願いします。

- （大八木スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町郷土資料館運営委員会設置要綱（案）についてご説明をさせていただきたいと思います。

1月の定例の教育委員会の席上での運営計画について、ご説明を差し上げておりますけれども、今回、郷土資料館を運営するに当たって町だけでなく、広く見識者、いろいろな方のご意見を聞いて運営をしたほうがいだろうということで、こちらに運営委員会を設置したいということでございます。

まず、第1条、設置ということで愛川郷土資料館の適切な運営を図るため愛川町郷土資料館運営委員会を設置するということです。

第2条では、所掌事務ということでどんなことをやるのかといいますと、資料館事業に関すること、2点目といたしまして郷土資料の保存と活用に関すること、3点目といたしまして、その他資料館の運営に関することでございます。

第3条、組織でございますけれども、委員は6人以内をもって組織すると。このメンバーでございますけれども、町の社会教育委員から1名。町小中学校校長会代表から1名。町文化財保護委員から1名。4番目といたしまして学識経験者から3名。こちらの学識経験者というのは、今まで郷土資料館の建設に当たりまして資料の展示等々でご指導いただいた学芸員さんを想定してございます。そして、この委嘱については教育委員会がするというところでございます。

第4条で任期でございますけれども、任期は2年としてございます。職での選任がありま

すので、その職を失った場合については後任の方がその前任の残任期間をするということでございます。

第5条では、委員長及び副委員長を置くということでございます。

第6条の会議でございますけれども、委員会の会議は委員長が必要に応じて招集すると、そういうことでございます。

裏を見ていただきますと、第7条、こちらで庶務とあるんですが、委員会の庶務は教育委員会文化財保護主管課において処理すると。何でこうしたかといいますと、近年、他市町村でスポーツ関係が教育委員会から町長部局のほうへ移行している傾向にございますので、今のスポーツ振興課ということではなくて文化財保護主管課ということにしたものでございます。

あと、第8条では委任ということで、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるということでございます。

附則。この要綱は21年4月23日から施行すると。これはなぜ23日かといいますと、こちらに、21年の主要事業予定一覧というのがございますけれども、そちらを見ていただきますと4月22日、こちらが開館の予定になってございます。ですから、その日はオープンの式典等になりますので、その翌日から正式に一般の町民の方が利用できるのかなということで、日付は23日ということでございます。

説明は以上でございます。

○（三好委員長） はい、ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

愛川町郷土資料館運営委員会設置要綱（案）について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

○（八木委員） 1ついいですか。

○（三好委員長） はい。八木委員。

○（八木委員） 中身については別にありませんが、この主管とか庶務をつかさどる文化財保護主管課というのは、今度できるんですか。何か名前が変わるだけですか。スポーツ・文化振興課が。それをちょっとお聞きしたかった。

○（三好委員長） はい、大八木スポーツ・文化振興課長。

○（大八木スポーツ・文化振興課長） 今のご質問で、先ほどちょっと私の説明不足で申し訳ないですけれども、今、私どもがスポーツ・文化振興課ということであるんですけれども、

近年、スポーツというのが教育委員会から外れるということで、こちらを文化財保護主管課にしておけば、教育委員会からは動かないだろうということでその都度、条例変更しないでいよいよそういう名称にさせていただいたということです。

○（八木委員） 現実的にもうこの課の名前は4月1日から今度は移動するという、そういう意味ではないの。

○（大八木スポーツ・文化振興課長） 主管課ということですから、文化財をつかさどる課ということですから、何々課という名称ではなくて文化財を担当する課ですよということで、広く表現したということでございます。

○（八木委員） そういうことね。はい、わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

○（熊坂教育長） 今の補足をさせてください。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 実は、文化財保護に関する業務というのは法的にも教育委員会がやりなさいということになっておりますので、教育委員会からはなくならないと。以前、ここの中身を担当しているのは生涯学習課でしたので、教育委員会内部の機構改革があっても名称が動いても、この名称ですと一般的な言い方をしていますので、この要綱を変えなくても済むと、そういうことを踏まえてこういう言い方にいたしました。

ご理解いただきたいと思います。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ほかに質疑がありませんので質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第6、その他の（1）愛川町郷土資料館運営委員会設置要綱（案）については、ご承認をお願いいたします。

その他、各委員の方よりご意見、ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

教育長、お願いします。

- （熊坂教育長） 資料といたしまして、平成21年度主要事業予定一覧というのをお手元に配付がしてあるかと思いますが、そのうち学校関係の実は一部訂正がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

2枚目の表側、9月の欄でございます。一番下のほうでございますが、19日の土曜日に半原小運動会と書いてありますが、学校のほうの変更がありまして、この19日に田代小、高峰小も19日に運動会を行うとそういうふうに変更になりました。

それからもう一つ、26日のところに中津第二小の第二小と書いてあるのがあるかと思いません。中津第二小は、ここに欄がないんですが、20日の日曜日に行うと、そのような学校の行事予定になっております。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。

10月でございますが、17日に文化発表会というのが2校あるかと思いますが、愛川中、愛川中原中というのがあるかと思いますが、愛川中と愛川東中学校にご訂正をお願いいたしたいと思います。それから、愛川中原中でございますが、25日の日曜に行うと。愛川中原中学校が文化発表会を行うとそのような予定に変更されておりますので、ご訂正をお願いいたしたいと思います。24日はなくなっちゃうんです。24日が中学校全体の連合文化祭が厚木であるみたいで、その関係で。

あとのところは、今の段階では変更がございませんが、年間の予定でございますので、若干変更になる箇所もあるかと思いますが、参考までにお使いいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

- （三好委員長） ありがとうございます。

何かお聞きしたいこと、質問等ありましたらお願いいたします。

事務局からもよろしいでしょうか。

ほかにはないようですので、以上をもちまして議事のすべてが終了しましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。